

日常清掃作業内容(中央区役所等仮庁舎清掃業務)

別紙2

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模	作業回数 (回/日)	作業日数	備 考
玄関ホール	弾性・硬質床	除塵及び部分水拭き	45 m ²	0.5	33.0	対象面積 5,000m ² ~10,000m ² 以下の人工採用。
〃	床以外	フロアマット・什器備品等除塵、扉部分拭き、ごみ収集	45 m ²	1.0	66.0	
〃	日常巡回清掃	床部分水拭き、ごみ収集・フロアマット除塵	45 m ²	1.0	66.0	
廊下・ロビー	弾性・硬質床	除塵及び部分水拭き	1,014 m ²	0.5	33.0	〃
〃	床以外	ごみ収集	1,014 m ²	1.0	66.0	〃
〃	床以外	手すり拭き	1,014 m ²	1.0	66.0	〃
〃	日常巡回清掃	ごみ収集	1,014 m ²	1.0	66.0	〃
階段	弾性・硬質床	除塵及び部分水拭き	368 m ²	0.5	33.0	〃
〃	床以外	手すり拭き	368 m ²	1.0	66.0	〃
〃	床以外	窓台除塵及び拭き	368 m ²	1.0	66.0	〃
トイレ	弾性・硬質床	除塵及び全面水拭き	291 m ²	1.0	66.0	〃
〃	床以外	ごみ・汚物収集、洗面台・鏡・扉等拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充	291 m ²	1.0	66.0	〃
〃	日常巡回清掃	床部分水拭き、洗面台・鏡拭き、衛生陶器洗浄、ごみ・汚物収集、衛生消耗品補充	291 m ²	1.0	66.0	〃
湯沸室	弾性床	除塵及び全面水拭き	112 m ²	0.5	33.0	〃、栄養実習室も湯沸室想定 ※栄養実習室は執務時間外
〃	床以外	流し台洗浄、厨芥収集	112 m ²	1.0	66.0	〃
エレベーター	弾性床	除塵及び部分水拭き	2 台	0.5	33.0	〃
〃	床以外	部分拭き及び扉溝除塵	2 台	1.0	66.0	〃
事務室・会議室等	弾性床	除塵及び部分水拭き(執務時間外)	852 m ²	0.5	33.0	〃
〃	繊維床	徐塵(執務時間外)	5,472 m ²	0.5	33.0	〃
〃	床以外	ごみ収集(執務時間外)	6,324 m ²	1.0	66.0	〃
ごみ集積所	硬質床	除塵及び全面水拭き	30 m ²	0.5	33.0	〃
建物内部全体	-	ごみ運搬・分別・梱包	8,184 m ²	1.0	66.0	〃
玄関周り(外部)	-	除塵、水拭き	346 m ²	0.5	33.0	〃

※ごみは、一般ごみ、資源化ごみ、飲料缶・瓶等、法令等で定められた基準に従い、分別を行うこと

日常清掃作業内容(清掃面積全体)

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模	作業回数 (回/日)	作業日数	備 考
清掃面積全体	臨時清掃・雑役	日常清掃作業以外の臨時清掃、及び雑役(散水、除草、軽易な除雪、構内整理等)への対応 ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の休日を除く毎日1時間程度を想定	8,530 m ²	随時	66.0	

※別紙2の「対象規模」欄に記載している面積は、原則として「床面積」である。
 ※別紙2中、「作業回数(回/日)」欄に「0.5」とある作業は2日に1回の周期で行うものとする。
 ※別紙2中、「作業内容」に「水拭き」とある区分の一部は、水の代わりに委託者が支給する消毒用アルコールで拭く。具体的な作業箇所については委託者と協議する。

茶碗洗浄業務内容(中央区役所等仮庁舎清掃業務)

作 業 内 容	対象規模	回/日	作業日数	備 考
<p>茶碗洗浄作業にあたっては、下記の事項に従って業務を実施し、常に良好な衛生状態を保つよう十分注意すること。</p>	<p>340 個</p>	<p>1</p>	<p>66</p>	
<p>(1) 作業に従事する者は、所定の制服を着用し、作業開始前に手を消毒しなければならない。</p>				
<p>(2) 各事務室等の茶碗等を回収し、適正洗剤で洗浄し、水洗いし、熱湯で消毒する。</p>				
<p>(3) 毎日、清潔維持のため、ラック、洗い桶、布巾、急須、茶こぼし、盆、茶がら入れ、ポット等を洗浄し、茶棚、ワゴン等の清掃を行う。</p>				
<p>(4) 洗浄終了後の茶碗等は、各事務室へ運搬し、午前8時30分までに所定の場所に収納する。</p>				
<p>(5) 使用済の布巾は、2ヵ月ごとに全部を更新する。</p>				
<p>(6) 火気等を使用した場合は、ガスの元栓を締め、火の取扱いには十分注意する。</p>				
<p>(7) その他、当該業務を実施するため、必要とする業務。</p>				